

厚生食基発 0328 第 13 号  
令和 6 年 3 月 28 日

一般財団法人 化学研究評価機構 食品接触材料安全センター長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局  
食品基準審査課長  
( 公 印 省 略 )

「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の制定について」及び「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」の一部改正について

食品用器具・容器包装の製造管理に関する事項（食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 66 条の 5 関係）の運用については、「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年 11 月 7 日付け生食発 1107 第 1 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。以下「令和元年 11 月 7 日通知」という。）により通知しているところです。また、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 57 条第 1 項に基づく営業届出制度の対象となる器具又は容器包装の製造をする営業の運用については、「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年 12 月 27 日付け生食発 1227 第 2 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。以下「令和元年 12 月 27 日通知」という。）により通知しているところです。

令和元年 11 月 7 日通知及び令和元年 12 月 27 日通知については、「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関連通知の改正について」（令和 5 年 12 月 27 日付け健生発 1227 第 3 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）により改正しており、改正後の令和元年 11 月 7 日通知にて施行規則第 66 条の 5 第 1 項及び第 2 項の各号における取組内容に関するものを、改正後の令和元年 12 月 27 日通知にて営業届出の対象の個別の事例を、それぞれ別途通知することとしているところです。また、食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関しては、「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック

材料の使用に関する指針（ガイドライン）について」（平成24年4月27日付け食安発0427第2号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「再生プラスチック指針通知」という。）により通知しているところですが、ポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、施行規則第66条の5第2項に規定する食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な適正に製造をするための取組において、再生プラスチック材料に関するリスク管理として参考にされたい内容を取りまとめたところです。これら別途通知することとしていた事項等に関し、別添のとおり各都道府県知事等宛てに通知しましたので、貴会会員等関係者への周知方お願いします。